一　保安林の所在場所　秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字長根沢二、三、三の一、四、一九六の一、一九六の二、一九九の三から一九九の六まで、一九九の八から一九九の一六まで、一九九の一八、一九九の二〇、一九九の二二から一九九の二五まで、一九九の二七、一九九の二八、一九九の三一から一九九の三九まで、二〇〇、二〇二、二〇五、二〇六の二から二〇六の一一まで、二〇六の一三から二〇六の一五まで、二〇六の一七、二〇六の一八、二〇六の二〇から二〇六の三八まで、二〇六の四〇から二〇六の五四まで、二〇六の五六から二〇六の五九まで、二〇六の六一から二〇六の六三まで、二〇六の六五から二〇六の六九まで、二〇六の七一から二〇六の八一まで、二〇六の八三から二〇六の八九まで、二〇六の九一から二〇六の九三まで、二〇六の九五から二〇六の一〇二まで、二一〇七、二一〇九、二一一の一から二一一の三まで、二一一の六から二一一の三八まで、二一一の四〇から二一一の六一まで、二一一の六三、二三五の一、二三六の一、字長根沢下川原一八三の六、一八三の八から一八三の一三まで、一八三の一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長根沢三・一九六の一・一九六の二・一九九の三・一九九の六・一九九の八から一九九の一一まで・一九九の一三・一九九の二〇・一九九の二四・一九九の三一・一九九の三三・一九九の三七・二〇六の三・二〇六の四・二〇六の一三・二〇六の一四（以上十九筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇六の一七、二〇六の一八、二〇六の二〇から二〇六の二二まで・二〇六の三三・二〇六の四〇から二〇六の四三まで・二〇六の九五・二〇六の九七・二〇六の一〇〇から二〇六の一〇二まで・二一一の四九から二一一の五二まで・二三五の一・二三六の一・字長根沢下川原一八三の一〇から一八三の一三まで・一八三の一九（以上二十四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県雄勝郡羽後町上仙道字上ノ沢一五八の一から一五八の三まで、一五九の一、一五九の一二、一五九の一四から一五九の一六まで、一六〇、中仙道字上西ノ沢一六二、一六七の一、一六七の一七、一六八の一、一六八の五から一六八の八まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ沢一五八の二・一五八の三・一五九の一・一五九の一二・一五九の一四・一五九の一六・字上西ノ沢一六七の一・一六七の一七・一六八の一・一六八の五・一六八の七（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び羽後町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第八十四号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十二号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百三号（輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月六日から施行する。

平成二十四年四月六日

経済産業大臣　枝野　幸男

附則中「平成二十四年四月十三日」を「平成二十五年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第八十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百四号（輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月六日から施行する。

平成二十四年四月六日

経済産業大臣　枝野　幸男

附則中「平成二十四年四月十三日」を「平成二十五年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第八十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百八号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月六日から施行する。

平成二十四年四月六日

経済産業大臣　枝野　幸男

附則中「平成二十四年四月十三日」を「平成二十五年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第八十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）別表第一第一号、第三号、第十五号、第二十一号及び第二十二号の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月六日から施行する。

平成二十四年四月六日

経済産業大臣　枝野　幸男

附則中「平成二十四年四月十三日」を「平成二十五年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第八十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月六日から施行する。

平成二十四年四月六日

経済産業大臣　枝野　幸男

附則中「平成二十四年四月十三日」を「平成二十五年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第八十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第五項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第百九十七号（外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月六日から施行する。

平成二十四年四月六日

経済産業大臣　枝野　幸男

附則中「平成二十四年四月十三日」を「平成二十五年四月十三日」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）